学校いじめ防止基本方針

三春町立中郷小学校

三春町立中郷小学校（ 以下「本校」という。）は、いじめ防止対策推進法（ 平成２５年法律第７１号。以下「法」という。)、いじめの防止等のための基本的な方針（ 平成２５年１０月１１日文部科学大臣決定。以下「国の基本方針」という。）に則り、いじめが、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであると認識し、本校児童の尊厳を保持するため、学校におけるいじめの防止等のための対策に関し、「学校いじめ防止基本方針」（ 以下「学校基本方針」という。）を定め、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

１ 基本理念

(1) いじめはどの児童にも起こりうるものであることを踏まえて、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめの未然防止を図るとともに、いじめ又はその兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処する。

(2) いじめは、児童の尊厳を害するとともに、犯罪その他重大な人権侵害となり得る行為を含むものであり、決してしてはならないものであることを全ての児童が認識し、いじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようその情操と道徳心を培い、規範意識を養う。

(3) いじめに関する事案への対処においては、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下に行う。

２ 基本方針

(1) いじめの定義

第２条)「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（ インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」及び「早期解決」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。

① いじめはどの児童にも、どの学校にも起こり得るものである。
② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
③ いじめは大人には気付きにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
⑥ いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

(3)　いじめの防止等に関する基本的な考え方（ いじめ防止に関する基本的な姿勢）

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。したがって、本校では、全ての児童がいじめを行わず、ほかの児童に対して行われるいじめを認識しながら放置することがないよう、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

また、家庭や地域、関係機関との連携を大事にし、児童が多くの人々と関わり、多くの目で見守られるよう学校を中心としたコミュニティ作りに努める。

(4)　具体的ないじめの様態（例）

① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・身体や動作について不快な言葉を用いて悪口を言われる。
- ・本人の嫌がるあだ名で呼ばれる。
- ・存在を否定される。

② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・対象の子が来ると、その場からみんないなくなる。
- ・遊びやチームに入れない。
- ・席を離される。

③ ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・わざとぶつかられたり、通るときに足をかけられたりする。
- ・たたく、殴る、蹴る、つねる等が繰り返される。
- ・遊びと称して対象の子が技をかけられる。

④ 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・恐喝、たかり、物を売りつけられる、「借りる」と称して返さない。
- ・持ち物を盗まれたり、隠されたり、落書きをされたり、捨てたりされる。

⑤ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・使い走りをさせられたり、万引きや恐喝を強要されたり、登下校時に荷物を持たされたりする。
- ・笑われるようなこと、恥ずかしいことを無理やりさせられる。

⑥ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ・パソコンや携帯電話の掲示板やブログに誹謗や中傷の情報を載せられる。
- ・いたずらや脅迫のメールが送られる。
- ・SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)のグループから故意に外される。

３　いじめへの対応

(1)　いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、次の組織を設ける。

①　校内いじめ根絶委員会（生徒指導協議会）
- ○　全教職員

②　いじめ防止対策特別委員会(学校運営協議会)
- ○　学　校：校長・教頭・教務主任・生徒指導主事
- ○　保護者：ＰＴＡ役員
- ○　地　域：学校運営協議会委員
- ○　専門家：スクールソーシャルワーカー

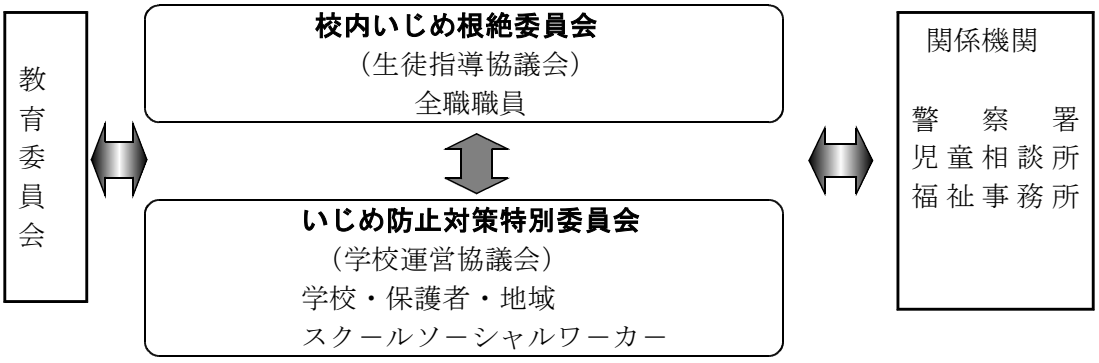

(2) 組織の役割

① 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正

② いじめの相談・通報の窓口

③ 早期発見・早期対応に向けた取組

④ 未然防止に向けた取組

(3) 開催予定

① 定期的に開催する。

○ 校内いじめ根絶委員会

月１回、全職員で問題傾向を有する児童に対して情報を交換し、未然防止、早期発見・早期解決を図る。

○ いじめ防止対策特別委員会 （６月・９月・１１月・２月）

年４回、学校運営協議会で保護者、地域住民、専門家との情報交換を行い、いじめの根絶を図る。

② 不定期に開催する

いじめが確認されたときに招集する。

４ 活動内容

(1) 未然防止に向けた取組

① 分かる・できる授業を実践し、確かな学力を育成するとともに、児童一人一人に学習に対する達成感や成就感を味わわせる。

② 道徳教育の充実を図り、人権意識を高め、命を大切にする態度を養う。

③ 教育活動全体を通して、「いじめは絶対に許されない行為であり、いじめを見て見ぬふりをすることも傍観者としていじめに荷担していると同じことであるという認識をもたせる。

④ 「花さき山運動」を展開し、お互いに他人のよいところを認め称賛し会う機会を多く持つ。

⑤ 異学年交流活動や縦割り活動を充実し、学級のみでなく異学年、全校児童でのふれあいを通して､望ましい人間関係を築こうとする自主的・実践的な態度を育てる。

⑥ コミュニティスクールとして、地域と共に歩む学校作りに努め、地域と一体となって子どもの健全育成を図る。

⑦ 地域の人・もの・ことを活用した体験活動を充実し、豊かな人間性や社会性を育てる。

⑧ Hyper-QU 検査を 11 月に実施し、教育相談、次年度の対策に活用するとともに、

その結果を受け、すべて児童が自己存在感や自己肯定感をもつことができる親和的な学級集団を育成する。

(2) いじめの早期発見に向けた取組

① 「いじめはどの学校、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全職員で児童の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行う。いじめに関する小さな兆候も見逃さないようにする。

② いじめ根絶委員会において、情報を共有し、より多くの目で児童を見守る。

③ 「こころのアンケート」（児童）や教育相談（保護者）を通して、児童や家族が抱えている悩みや不安を理解し、適切な対応をとることによって、児童が前向きに生活することができるようにする。

④ 相談窓口を整備し、児童や保護者が気軽に相談できる体制を整える。

⑤ 日常的に関係機関と情報を交換し、行動連携を図る。

(3) いじめの早期対応に向けた取組

① いじめの通報を受けたとき、あるいはいじめを受けていると思われるときは、速やかに当該児童に係るいじめの事実の有無の確認を行うとともに、その結果を生徒指導主事、教頭を経由して校長に報告する。

（対応）

・ いじめを見た、またはその疑いがある行為を見た場合は、すぐにいじめをやめさせる。

・ いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認をする。

・ いじめの当事者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講じる。

② 事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童又はその保護者に対する支援、及び、いじめを行った児童に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行う。

（対応）

・ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するためいじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

③ いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題として捉えさせ、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

（対応）

・ いじめを見ていた児童等にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気をもつよう指導する。

・ はやしたてたり、同調している児童に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導する。

(4) その他

① 発生したいじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは、所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、いじめを受けた児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に

通報し、適切に援助を求める。

② ネット上の不適切な書き込み等があった場合、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等、必要な措置を講ずる。必要に応じて、法務局人権擁護部の協力を求めたり、所轄警察署等に通報するなど外部機関と連携して対応する。

③ 記録を累積し、事実を時系列で書き留める。

５ 年間計画

	校内いじめ根絶委員会	いじめ防止対策特別委員会	調査・情報収集	道徳教育の充実
４	校内生徒指導協議会		家庭環境調査 自宅確認訪問 学級懇談 ふれあい教育相談 （児童）	○特別の教科 道徳の時間 ○分かる授業 ○体験的学習 ○地域学習 ○縦割活動 ○花さき山 ○通学班会 ○全校音楽 ○あたたかな 学級づくり ○全校集会 ○きらきら なかさとっ子
５	校内生徒指導協議会		２者面談	
６	校内生徒指導協議会	学校運営協議会	心のアンケート	
７	校内生徒指導協議会		学級懇談	
８	校内生徒指導協議会			
９	校内生徒指導協議会	学校運営協議会	心のアンケート	
１０	校内生徒指導協議会			
１１		学校運営協議会	Hyper-QU 心のアンケート	
１２	校内生徒指導協議会		教育相談 （保護者）	
１	校内生徒指導協議会			
２	校内生徒指導協議会	学校運営協議会		
３	校内生徒指導協議会		学級懇談	